

女性活躍推進法に基づく
津野町特定事業主行動計画

平成28年3月

津野町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日
津野町長
津野町議会議長
津野町選挙管理委員会
津野町代表監査委員
津野町農業委員会
津野町教育委員会

津野町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、津野町長、津野町議会議長、津野町選挙管理委員会、津野町代表監査委員、津野町農業委員会、津野町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

平成27年4月1日の割愛を除く新規採用者は8名で、全て女性である。職

種別に見ると一般行政職4名、保健師1名、保育士3名である。

(2) 平均した継続勤務年数の男女の差異（離職率の男女の差異）

年度別退職者	平成24年度	平成25年度	平成26年度
男性	38.7	35.8	22.5
女性	13.9	7.0	
差（男性－女性）	24.8	28.8	

(3) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

単位：時間

H26	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
時間	5.2	9.5	9.9	5.9	6.9	20.3	7.1	10.1	5.2	6.0	6.6	7.9

(4) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般行政職	0%	1.4%	1.4%

(5) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（平成27年度）

	課長 局長	課長補佐 室長 所長	係長級
一般行政職	0%	1.4%	8.2%

(6) 男女別の育児休業の取得について

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
男性	0名（0%）	0名（0%）	0名（0%）
女性	4名（100%）	5名（100%）	3名（100%）

(7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
休暇取得率	3名（100%）	1名（100%）	0名（0%）

(8) 年次休暇の取得について

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
平均取得日数	10.9日	9.2日	8.3日

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、津野町長、津野町議会議長、津野町選挙管理委員会、津野町代表監査委員、津野町農業委員会、津野町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 平成32年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成26年度の実績（0.9%）より5%以上引き上げ、6%以上にする。
- (2) 平成32年度までに、育児参加のための休暇等について、制度の周知を行う。
- (3) 平成32年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成26年度の実績（8.3日）より5日以上引き上げ、14日以上とする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、津野町長、津野町議会議長、津野町選挙管理委員会、津野町代表監査委員、津野町農業委員会、津野町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 平成28年度より、女性職員を多様なポストに積極的に配置する。
- (2) 平成28年度より、出産を控えている全ての男女に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進に努める。
- (3) 平成28年度より、年次休暇の取得日数14日以上を達成するために啓発活動を行う。